

## 国内における「少年大会特別規程」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

### 1、加えるもの

#### 第27条（禁止事項と罰則）

##### 指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。  
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。  
(注) 中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。  
(注) 中学生は、絞技を用いることは認める。三角絞は認めない。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。

##### 反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防衛において、故意に相手の関節を極めること。
2. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
3. 両袖を持って投げ技を施すこと。

#### 第27条（附則）

##### 指導（軽微な違反）

1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
  - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
  - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になってしまっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れることなく継続を認める。
2. [両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。] 関係  
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係
  - ①寝技の攻撃・防衛において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防衛は継続となる。

## 国内における「少年大会特別規程」

②故意ではなかったが、関節が極まった場合は、「待て」とする。

(注) 小学生以下は、絞技についても同様とする。

### 4. [無理な巻き込み技を施すこと。] 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利用すことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

### 5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

反則負け（重大な違反）

### 2. [「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

### 3. [両袖を持って投げ技を施すこと。] 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。

但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

第26条（抑え込み）附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

### 2、置き換えるもの

第20条（一本）附則

絞技は、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、見込みによる「一本」とすることができる。

### 3、改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。